第7章　長者屋敷遺跡・坂長下屋敷遺跡と会見郡衙

はじめに

第3・4章で述べてきたとおり、長者屋敷遺跡では大型建物群を含む敷地を区画する溝を検出し、谷地形を挟み約400m離れた坂長下屋敷遺跡ではL字形に規格性をもって配置される大型の掘立柱建物を新たに確認した。このように、少なくとも8世紀後半を中心とする時期には、両遺跡が所在する地域に会見郡衙が置かれていた可能性がさらに高まったといえる。本章ではこれらの調査成果を踏まえつつ、会見郡衙と両遺跡との関連性について検討する。第1節では会見郡域内に所在する後期～終末期古墳群の検討を中心として、会見郡衙成立以前の状況について触れる。第2節では坂長下屋敷遺跡において検出した古代の遺構変遷を中心に、大型掘立柱建物の構造・性格についても検討する。第3節では長者屋敷遺跡で検出された古代に属する遺構の立地・配置状況をもとに、遺構群の範囲や性格について考察する。第4節では両遺跡周辺で実施された近年の調査成果も含め、現状において判明している様相についてまとめる。

第1節　会見郡衙成立以前の様相

1．会見郡内における古墳群の様相

古墳時代後期～奈良時代における集落の調査成果は徐々に蓄積されているが、現状では地域的に偏っている印象は否めない[注1]。本節では、ある程度分布状況の明らかな後期～終末期古墳群の様相を手がかりに、会見郡衙成立以前における郡内の状況について一考してみたい。

米子平野近辺の古墳は総数2833基を数える[注2]。後期～終末期の群集墳・横穴群は平野部に接する台地上に主に分布している。後期古墳の主要な内部主体である横穴式石室、横穴群に関して玄室構造を主とした検討が行われている。法勝寺川・日野川流域の横穴式石室を形態分類し、それらの分布や系譜について論じた角田徳幸氏は、法勝寺川上流域には玄室側壁を大型の割石で3、4段に積み、奥壁に複数の石材を用いるタイプが分布し、法勝寺下流域や日野川流域と様相が異なることを指摘している[注3]。横穴は法勝寺川上・下流域、日野川下流域、日野川右岸地域に主に分布する。法勝寺川・日野川下流域の玄室断面形は導入期に丸天井形態がみられ、以後は断面三角形妻入り形態が主流となり、同平入り形態が併存する時期が認められる[注4]。一方、法勝寺川上流域（旧西伯町域）では、一部例外があるもののほとんどが断面三角形妻入り形態である。当地域の一貫した玄室形態の採用に着目し、法勝寺川・日野川下流域とは別の地域集団の存在を想定する指摘がある[注5]。また、日野川右岸地域の日下堂平横穴群では玄室断面形態が丸天井形態を採り、異なった様相を示している[注6]。

以上の横穴式石室、横穴群の検討では、古墳時代後期～終末期には埋葬施設の形態を異にする集団が複数存在していた可能性を指摘できよう。この知見を踏まえ、古墳の分布状況をもとにA～Iの9グループを設定した[注7]（第78図・第18表）。以下、各グループの概要について述べる。なお、文中の括弧内の数字は第78図・第18表中の番号と符合する。

Aグループ：法勝寺川上流域に分布する一群で、マケン堀横穴墓群（5）をはじめ横穴群が一部調査されている。開口している横穴式石室や横穴群の検討により、先述した玄室構造の地域性が明

らかとなっている[注８]。小丸山古墳（1）は全長38mの前方後円墳で、当地域における首長墳の一つと思われる。鴨部古墳群（14）でも７基の前方後円墳が確認されているが未調査である。

Ｂグループ：法勝寺川・日野川下流域左岸に分布する一群である。６世紀前半の東宗像６・７号墳（8）の内部主体は竪穴系横口式石室で、北部九州との直接的な交渉が窺える[注９]。以後、東宗像２号墳、高山古墳、宗像１号墳と全長30m級の前方後円墳が造営される。そのうち高山古墳、宗像１号墳では金銅製帯金具、大刀等が出土し、豪華な副葬品の一端が窺える。

Ｃグループ：法勝寺川と日野川の合流地点際に分布する一群で、長者原台地北西端を含む。福市古墳群（2）、青木古墳群（1）等が所在し、後者は前期～後期にかけての古墳群が調査されている。前方後円墳については青木古墳群で４基、福市古墳群で１基確認されているが詳細は不明である。横穴も多数存在するとみられるが調査例はごく一部に留まる。

Ｄグループ：法勝寺川下流域左岸、中海南東岸の山麓に分布する一群で、陰田・新山地域に該当する。両地域には古墳時代後期～奈良時代にわたる鉄生産関連の遺跡が所在し、丘陵斜面を加工した平坦面に掘立柱建物等の遺構が営まれるという共通点を持つため、同一群として扱った。陰田古墳群では５世紀代と目される41号墳（1）を端緒とし、６世紀後半には古式の横穴式石室を内部主体に持つ37号墳（2）が造営される。37号墳の石室は、系譜的にＢグループの東宗像６・７号墳における竪穴系横口式石室に連なるものとされ[注10]、両地域の関係を示唆しているものと思われる。６世紀後半からは陰田横穴群が築かれる。後背墳丘を伴う例が多く、11・14号横穴墓では馬具が出土している[注11]。

Ｅグループ：法勝寺川中流域・小松谷川流域付近で、一部長者原台地上も含む。三角縁神獣鏡を副葬する前期の普段寺１・２号墳をはじめ、中期～後期に山陰一の墳丘規模を持つ三崎殿山古墳（4）を頂点に後塚山古墳（6）、大亀塚古墳（7）等の首長墳が造営される地域である。主体部の調査事例が少ないが、二子塚古墳（8）の横穴式石室からは金銅製鐏、三輪玉等が出土している。

Ｆグループ：小松谷川上流域で、狭小な平野を見下ろす丘陵上に古墳群が造営されている。田住１号墳（1）や朝金３・４号墳等で横穴式石室が認められ、御内谷古墳群（4）では６基の前方後円墳が確認されているが詳細は不明である。

Ｇグループ：日野川左岸の越敷山麓地域である。越敷山古墳群は総数119基の大規模な古墳群であるが、調査例がほとんど無く詳細は不明である。ただ、全長47.5mの19号墳（2）、全長37.5mの13号墳（1）が所在し、これら前方後円墳被葬者を中核とする勢力の存在が窺える。

Ｈグループ：Ｇグループと日野川を挟んで分布する。吉定１号墳（1）は横穴式石室を内部主体に持ち、石室形態から北部九州の初期横穴式石室との関連が指摘されている[注12]。岸本７号墳（2）は径45mの大型円墳で、内部主体の横穴式石室は各壁一枚の石材により構築される[注13]。時期等詳細は不明だが、当地域の首長墳とみて大過ないと思われる。

Ｉグループ：大山西麓の大谷台地上に分布する。佐陀川を挟み所在する日下・石州府古墳群は時期や内部主体が異なるが、分布的に近接している点を重視して本群に含めた。日下古墳群（1）は前期～後期に造営され、後期～終末期には横穴群（2・3）を形成する[注14]。中小の方墳・円墳で構成され、出土遺物も相対的に貧弱である。一方、石州府古墳群は山稜に立地する一群と扇状地に立地する一群（寺處支群）があり、前者は29・119号墳（4・5）に代表される前期～中期の古墳群と考えられている。後者は後期～終末期にかけて57基の古墳が密集するが、谷筋を墓道とし５つの小

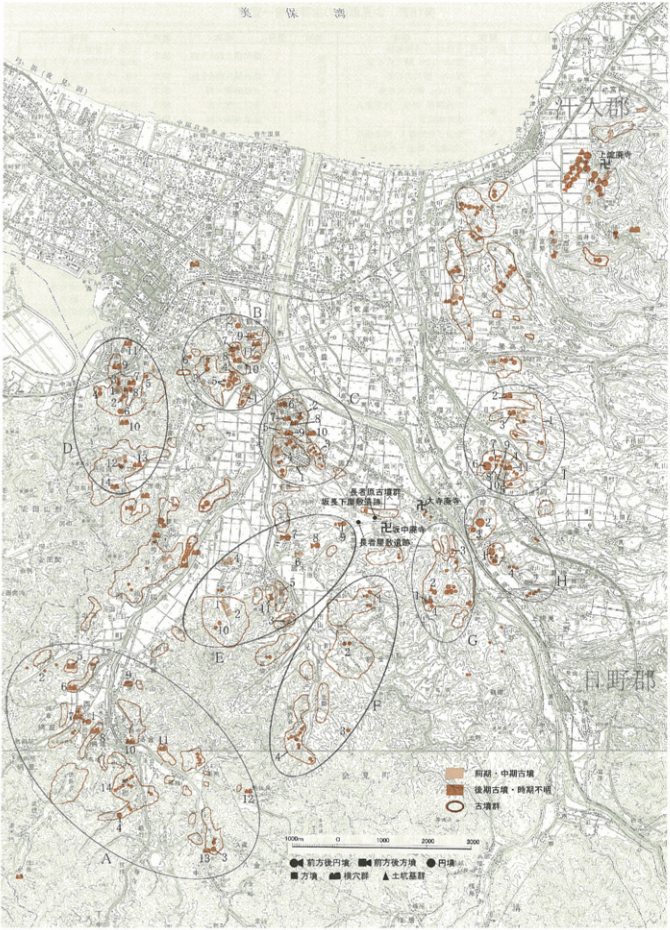

第78図　会見郡内の古墳分布図

第18表　会見郡内の主要古墳一覧表

地域		番号	名称	種別	備考
法勝寺川上流域	A	1	小丸山	前方後円	全長38m　円筒埴輪
		2	猪小路5・6	円	径10～11m　横穴式石室
		3	今長31	円	径12m　横穴式石室
		4	鴨部42	円	径12.4m　横穴式石室
		5	マケン堀横穴墓群	横穴	35基調査　断面三角形妻入 後背墳丘有
		6	小堤山横穴墓	横穴	断面三角形妻入　複室構造
		7	稲荷山横穴墓群	横穴	2基確認　断面三角形妻入 後背墳丘有
		8	八幡山横穴墓群	横穴	2基確認　断面三角形妻入
		9	倭横穴墓	横穴	詳細不明
		10	三本木横穴墓群	横穴	詳細不明
		11	湯原谷横穴墓群	横穴	4基確認　断面三角形妻入
		12	金ツ寺横穴墓群	横穴	3基確認　断面三角形妻入
		13	岩屋山・龍徳山・ 当ヶ谷横穴墓群	横穴	詳細不明
		14	鴨部古墳群	－	前方後円墳7基等　詳細不明
法勝寺川・日野川下流域	B	1	目原6	方	一辺21m　内部主体多数
		2	水道山	円	中期　倣製斜縁八神鏡出土
		3	高山(宗像41)	前方後円	全長32m　岩盤刳り抜き石室 金銅製帯金具等出土
		4	宗像1	前方後円	全長37m　横穴式石室 金銅製帯金具・大刀等
		5	宗像3・5	円	横穴式石室
		6	中山(宗像42)	円	径約10m？　横穴式石室
		7	東宗像2	前方後円	全長37m　前方部一部調査 主体部等詳細不明
		8	東宗像5・6・7	円	6・7号墳内部主体： 竪穴系横口式石室
		9	観音寺7	方	一辺約12m　横穴式石室
		10	東宗像横穴墓群	横穴	19基調査　玄室断面形多様
		11	大塔山横穴墓群	横穴	14基調査 玄室断面三角形妻入・平入
	C	1	青木古墳群	－	前期～後期の古墳群 前方後円墳4基　詳細不明
		2	福市古墳群	－	前期～後期の古墳群 詳細不明
		3	樋ノ口古墳群	－	中期頃の古墳群　詳細不明
		4	青木方形周溝墓群	－	H地区にて30基確認　前期
		5	福市日焼山 土坑墓群	－	土坑墓24基　円墳1基確認
		6	宮畑横穴墓群	横穴	3基確認　断面三角形妻入
		7	福市日焼山横穴	横穴	1基確認　断面三角形妻入
		8	四ッ塚谷横穴群	横穴	5基確認　断面三角形平入
		9	青木向横穴群	横穴	6基確認　断面三角形平入
		10	南御所原横穴群	横穴	2基確認　詳細不明
	D	1	陰田41	円	径約30m　埋葬施設4基 切石による箱式石棺等
		2	陰田37	前方後円	全長25.9m　古式横穴式石室
		3	陰田43	前方後円	全長22m　円筒埴輪
		4	陰田45	前方後円	詳細不明
		5	陰田3	方	一辺8m　埋葬施設3基 木棺か
		6	陰田1	円	径15m　横穴式石室
		7	陰田横穴群A支群	横穴	42基　後背墳丘有 断面三角形妻入・平入主流
		8	陰田横穴群B支群	横穴	9基　うち小横穴5基
		9	口陰田横穴群	横穴	詳細不明
		10	奥陰田横穴群	横穴	詳細不明
		11	総泉寺横穴群	横穴	10基確認　詳細不明
		12	新山古墳群	－	29基確認　前期～後期 中期～後期初頭が主体
		13	新山寛原横穴墓	横穴	1基調査　断面三角妻入
		14	新山岡横穴	横穴	1基確認　断面丸天井
法勝寺川・小松谷川流域	E	1	普段寺1	前方後方	全長約23m　木棺直葬？
		2	普段寺2	方	一辺約18m　木棺直葬？
		3	浅井11	前方後円	全長45m　画文帯神獣鏡
		4	三崎殿山	前方後円	全長108m　円筒埴輪
		5	宮前3	前方後円	全長50m　詳細不明
		6	後塔山	前方後円	全長55m　人物・円筒埴輪
		7	大亀塚	前方後円	全長53m　円筒埴輪
		8	二子塚	前方後円	全長36m　横穴式石室 金銅製鍔　三輪玉
		9	別所1	前方後円	全長24m　横穴式石室2基 馬具、直刀等
		10	寺内11・13	円	横穴式石室
小松谷川流域	F	1	田住1	円	径10m　横穴式石室
		2	朝金3・4	円	横穴式石室
		3	宮谷	円	径11m　横穴式石室
		4	御内谷古墳群	－	前方後円墳6基含む 詳細不明
越敷山麓	G	1	越敷山13	前方後円	全長37.5m　詳細不明
		2	越敷山19	前方後円	全長45.5m　詳細不明
		3	越敷野原3	前方後円	全長20m　箱式石棺
		4	越敷山15	円	規模不明　横穴式石室
日野川右岸・大山西麓	H	1	吉定1	円	径21m　古式横穴式石室
		2	岸本7	円	径45m　横穴式石室 各壁一枚石構成
		3	岸本8	円	規模不明　横穴式石室
		4	清山2	不明	横穴式石室
	I	1	日下古墳群	－	73基確認　前期～後期
		2	日下堂ヶ房 横穴群	横穴	4基確認　詳細不明
		3	日下堂平横穴群	横穴	12基調査 玄室断面丸天井
		4	石州府119	方	埋葬施設4基 獣帯鏡？(第2主体)
		5	石州府29	円	径16m　埋葬施設3基 獣帯鏡(第2主体)
		6	石州府1	円	径40m　横穴式石室 鐙、頭椎柄頭等
		7	石州府56	前方後円	全長26m　横穴式石室3基
		8	石州府6	方	一辺約14.4m　横穴式石室 「林」墨書土器　外護列石
		9	石州府67	円	径9.4m　横穴式石室 外護列石
		10	石州府69	方	小規模横穴式石室

支群が認められる[註15]。大型円墳の１号墳（6）横穴式石室からは、金銅製大刀・鐙等、６号墳（8）では象嵌円頭柄頭、馬具等が出土し、後期～終末期における中核的な勢力の存在が窺える。

各グループは更に谷筋・丘陵毎の小単位に細分されるが、古墳群のまとまりを大まかに捉え、概観してきた。詳細不明な箇所が多いが、前方後円墳や大型円墳等、各グループには中核とみなしうる古墳が造営されている。首長墳の副葬品として特徴的な金銅製の大刀・馬具等が出土する古墳は、Ｂ・Ｅ・Ｉグループに所在する。Ｅグループに注目すると、中期の三崎殿山古墳（全長108m）は他地域を圧倒する墳丘規模を誇り、西伯耆を包括するほどの広域首長権を有する集団の存在を示唆

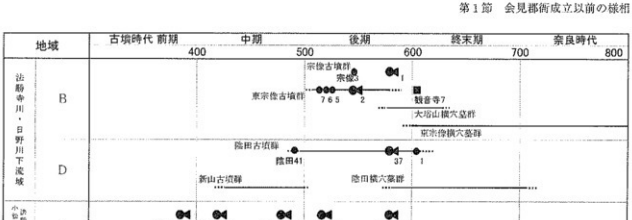

第79図　会見郡内の主要古墳変遷図

するが、同古墳をピークに後塚山古墳（55m）、大亀塚古墳（53m）、二子塚古墳（36m）と墳丘規模が後期に至り縮小傾向となる。一方、大山北麓地域（汗入郡）では６世紀代に大・中型の前方後円墳からなる向山・小枝山古墳群が造営され、広域首長権に基づく支配からの脱却が窺えるとする指摘がある[注16]。金銅製品を副葬したＢグループの宗像１号墳やＩグループの石州府１・５号墳にみえる状況も、大山北麓地域ほど顕著ではないがこうした傾向を反映していると思われる[注17]。後期～終末期における古墳群の様相からは、小地域単位の勢力の拮抗化が窺える。

２．古墳群と会見郡衙推定地との関係

本項では、上述した古墳群と長者屋敷遺跡・坂長下屋敷遺跡が所在する一帯（以下、「会見郡衙推定地」と呼称する）との関係について考えてみたい。山中敏史氏は、各地の郡衙遺跡と５～７世紀の古墳・集落跡、７・８世紀創建寺院との位置関係を検討し、評・郡衙の成立形態について３つに分類している[注18]。以下に要約する。

本拠地型郡衙遺跡Ａ類：郡域内で伝統的に代表者としての地位を占めた有力氏族が評督、大領となり、評・郡衙がその本拠地に造営されたもの。他所と比較して相対的に大規模な古墳集中地区に立地する点を主な指標とする。

本拠地型郡衙遺跡Ｂ類：有力氏族の本拠地に造営された点ではＡ類と共通するが、郡域内の他地区に本拠をもつ有力氏族との競合関係が窺えるもの。指標として、郡域内における複数の古墳・集落集中地区のうち、１箇所に立地していることを掲げている。

非本拠地型郡衙遺跡：郡域内の主要古墳群や集落跡から離れて立地するもの[注19]。成立状況として、在地有力氏族のいずれかが評督・大領職に就いたが、旧来の本拠地を離れて造営された可能性、または立評（郡）時に勢力を伸長した新興氏族や外来勢力が評督・大領の地位に就き、在地旧勢力の本拠地を避けて造営した可能性が掲げられている。

会見郡衙推定地の周辺には長者原古墳群が所在する。圃場整備事業に伴い小小の円墳７基が調査

され(註20)、近年の発掘調査でも新たに確認されており、長者原台地の北東側縁辺部を中心に古墳が群集していたと考えられる。周溝のみの検出例が多いが、造営時期は概ね５世紀後半前後に比定され、それに続く古墳時代後期後半～終末期の古墳は確認されていない。したがって、長者屋敷遺跡・坂長下屋敷遺跡で検出された施設群の造営主体の系譜を、長者原古墳群の被葬者に直接求めることは困難な状況にある。また、会見郡衙推定地の周辺にはＣ・Ｅ・Ｇ・Ｈグループが所在する。会見郡域の伝統的有力氏族に該当するのはＥグループと考えられるが、先述のように立郡（評）時においても圧倒的な勢力を有していたとは言い難く、山中氏のいう「本拠地型Ａ類」には該当しないと考えられる。むしろ、古墳群の様相は「本拠地型Ｂ類」における有力氏族同士の競合関係を示すものであるといえよう。「本拠地型Ｂ類」とする場合、会見郡衙推定地がＣ・Ｅ・Ｇ・Ｈグループのうち、いずれかの本拠地に属する可能性が考えられるが、現状では古墳群の様相から特定のグループとの関連性を見いだすことは難しい。一方、推定地において古墳時代後期～終末期の集落に伴う遺構の検出例が少なく、本調査でも６・７世紀代に確実に遡る遺物・遺構を検出していない。こうした状況を考慮すれば、「非本拠地型」で示されているように在地旧勢力の本拠地を避けて会見郡衙が造営された可能性も十分に考えられよう。ただ、旧来の在地氏族、新興氏族、外来勢力のうちいずれが郡衙造営に関わったのか、現状では明らかにできず、今後の課題である。会見郡衙推定地の北東、長者原台地裾野に所在する大寺廃寺は７世紀後半の創建とされる。当地周辺の調査例がほとんどないため判然としないが、この頃には当地を中心とした勢力が存在した可能性は指摘されよう。

現状での調査成果をもとに雑駁な推定を行ったが、会見郡衙（評衙）の設立・維持に関わった在地氏族についてさらに具体化するには、今回触れた後期～終末期古墳群に加え、集落跡に関する調査成果の蓄積が必要であろう。

（註１）会見郡域内で確認されている当該期の主要な集落跡は、本調査地と同様、長者原台地上に立地する青木遺跡が著名である。法勝寺川・加茂川左岸地域では除田遺跡群、福成早里遺跡等、法勝寺川・日野川下流域左岸では東宗像遺跡が調査されている。しかし、他地域では断片的な成果に留まっているのが現状である。

（註２）大村猛夫ほか 2003「第５章古代国家への歩み・古墳時代」『新修米子市史』第１巻　米子市史編さん協議会

（註３）角田徳幸 1985「法勝寺川流域および日野川下流域における横穴式石室とその系譜」『島根考古学会誌』第２集　島根考古学会

（註４）a. 杉谷愛象ほか 1984『除田』米子市教育委員会（米子バイパス関係埋蔵文化財発掘調査団）

b. 中原　斉 1987「第５章　第１節　横穴墓の構造」『大塔山横穴墓群』鳥取県教育文化財団

（註５）中原　斉 1990「西伯町原・小堤山横穴墓の再検討－法勝寺川上流域における横穴墓の様相－」『マケン堀古墳群・北福王寺遺跡』西伯町教育委員会

（註６）小原貴樹ほか 1992『日下古墳群発掘調査報告書』米子市教育委員会 日下古墳群調査団

（註７）法勝寺川中流域左岸では、福成早里遺跡が所在し、主に古墳時代後期～奈良時代の斜面を掘削し平坦面を造成したテラス状遺構が50基検出されている。その周辺では早里古墳群、福成古墳群等が分布し、一つのまとまりを形成していると思われるが、古墳群の調査例が少なく、北隣の除田・新山地域や法勝寺川対岸のグループとの関係を推し量ることが難しいため、本稿では扱わないこととした。また、汗入郡との郡境界付近に位置する壺瓶山古墳群、百塚古墳群、尾高古墳群等においても多数の古墳、横穴が確認されているが、まとまりを把握するには調査例が限られている

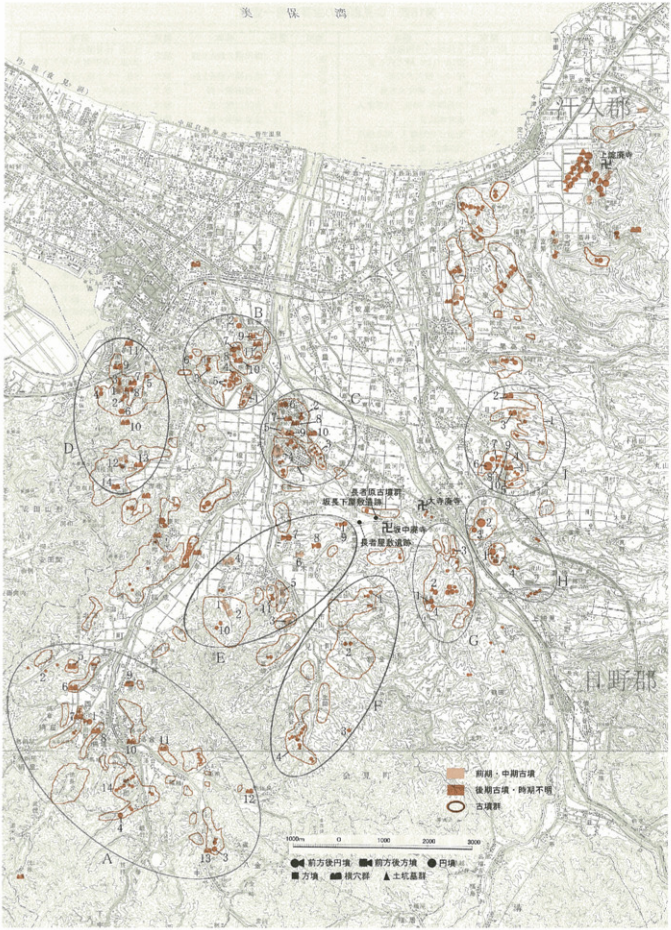

第78図　会見郡内の古墳分布図

ため、本稿では扱わなかった。

北浦弘人ほか 1998『福成早里遺跡』鳥取県教育文化財団

(註８) 前掲（註５）文献

(註９) 山枡雅美ほか 1985『東宗像遺跡』鳥取県教育文化財団

(註10) 中原　斉 1996「地域報告③　伯耆西部の横穴式石室」『第24回　山陰考古学研究集会　山陰の横穴式石室－地域性と編年の再検討－』山陰考古学研究集会

(註11) 前掲（註４）a文献

(註12) 前掲（註３）文献

(註13) 前掲（註３）文献

(註14) 前掲（註６）文献

(註15) 小原貴樹ほか 1989『石州府古墳群発掘調査報告書』米子市教育委員会 石州府古墳群発掘調査団

(註16) 中原　斉・角田徳幸 1990『鳥取県長者ヶ平古墳の研究』『島根考古学会誌』第７集　島根考古学会

(註17) 前掲（註５）文献　中原　斉氏は、法勝寺川上流域においては小丸山古墳（前方後円墳）、後背墳丘を持つ横穴群の造営にこうした傾向の表出を指摘している。

(註18) 山中敏史 1994「第３章　第２節　評衙・郡衙成立の歴史的意義」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

(註19) 前掲（註18）文献　山中氏は氏族の本拠地範囲について、大阪府都家川西遺跡と弁天山古墳群との位置関係等から、古墳群の分布地から約２㎞の範囲を想定している。しかし、会見郡域においては集落を含めた本拠地の範囲について言及するには調査成果が不足しているため、本稿では古墳群の位置関係による検討に留める。

(註20) 彫山和雄ほか 1984『長者原遺跡群発掘調査報告書Ⅲ』岸本町教育委員会

第２節　坂長下屋敷遺跡の検討

１．遺構の概要と変遷

坂長下屋敷遺跡では奈良・平安期の掘立柱建物３棟、溝２基、ピット列１基、ピット２基を検出した。なかでもＳＢ２・３は大型の掘立柱建物でＬ字に整然と並ぶ建物配置などから官衙や豪族居宅といった性格が想定され、遺跡は一般的な集落とは様相を異にすることを指摘できる。したがって、本節では検出された掘立柱建物群について若干の検討を行い、遺跡の性格を知る一助としたい。

まず、論を進めるにあたり、遺構の重複関係と出土遺物をもとに遺構の変遷を整理しておきたい。調査区北側のＡ区ではＳＢ２、ピット列、南側のＢ区ではＳＢ１、ＳＢ３、ＳＤ１・２が検出されており、これらの遺構は相互に切り合っている。Ａ区ではＳＢ２→ピット列の順、Ｂ区ではＳＢ１→ＳＢ３→ＳＤ１→ＳＤ２の順に掘削され、このことから少なくとも４段階の変遷が想定される。第19表にⅠ～Ⅳ期の遺構変遷をまとめた。なお、ＳＢ２は、後述するようにＳＢ３と同時併存すると考えられ、Ⅱ期に該当する。次に各時期の年代についてみると、ＳＢ２・３では柱穴の掘りかたから８世紀後半の遺物が、ＳＤ１では埋土中より８世紀前半～９世紀前半の遺物が出土している。また、ＳＤ２は埋没時期が９世紀後半から10世紀前半と考えられるが、ＳＤ１と主軸が同じで、ほぼ同じ位置で重複することからＳＤ１が埋没した後、時間的な隔たりはなく掘削されたと考えられる。したがって、概ねⅡ期は８世紀後半～９世紀前半、Ⅲ期は９世紀代、Ⅳ期は９世紀後半～10世紀前半と想定される。Ⅰ期についてはＳＢ１から遺物は出土していないため言及できないが、調査区内で確実に７世紀に遡る遺物が出土していないことから８世紀代に収まると考えておきたい。

第19表　坂長下屋敷遺跡遺構変遷表

遺構変遷	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
時期	－	８世紀後半～９世紀前半	９世紀代	９世紀後半～10世紀前半
遺構名	ＳＢ１	ＳＢ２・３	ＳＤ１	ＳＤ２

２．大型の掘立柱建物ＳＢ２・３の性格

遺跡内ではⅡ期に大型の掘立柱建物が２棟造営される。その特徴を整理するとＳＢ２・３はともに柱穴の掘りかたが一辺1.0m前後の方形を呈し、建物の全体像がほぼ把握できるＳＢ３は桁行６間、梁行は廂を含めると４間で、桁行の全長が10mを越える。ＳＢ２が東西棟、ＳＢ３が南北棟で、２棟はＳＢ２の妻側とＳＢ３の平側との柱筋を揃えてＬ字状に配置されており[注1]、棟間距離は約12.3m（約40尺）と完数尺で設計されたと考えられる。主軸の方位はＮ－１°－Ｅとほぼ真北を採用している。柱間寸法は両棟とも2.1m（約７尺）前後と幅広い。

このような建物の規模や計画的な配置などからＳＢ２・３はまず、官衙施設である可能性が考えられる。とくにＳＢ３は廂付の構造をとり、格式が高められている。ＳＢ３は現状では片廂であるが、二面廂となる可能性を残す。廂付の構造は官衙を構成する建物群の中でも中枢をなす建物で採用されているものの、廂付の構造は官衙施設のみならず、地方豪族居宅の中枢建物（主屋）でも多くみられる。したがって、ＳＢ２・３が豪族居宅を構成する建物であった可能性も考えられる。また、ＳＢ３では確実に柱穴の切り合いがみられたのは１基のみで、他の柱穴には重複の痕跡は認められない[注2]。このことから、建て替えは行われず、部分的な柱の修復に留まったと考えられる。ＳＢ２についても建て替えの痕跡はみられない。したがって、両建物の存続時期は短く、短期間で廃絶、または移転する傾向にある豪族居宅と類似する。しかし、山中敏史氏が指摘するように、末端官衙施設の場合には郡衙など官衙機能を補完するために設けられているという性格上、短期で廃絶、ないし移転するものも多く、存続期間の長短によって豪族居宅と末端官衙とを識別することは難しい[注3]。本遺跡から谷を挟んで対峙する長者屋敷遺跡では北柱群・南柱群と称される大型建物群が検出され、遺跡が一つの官衙ブロックとなる可能性が指摘され（第７章第３節）、本遺跡が長者屋敷遺跡と密接な関わりを持っていたことは十分に想定できよう。したがって、ここではＳＢ２・３が官衙施設である可能性を積極的に評価しておきたい。

では、次に官衙施設としての具体的な機能について考えてみたい。はじめに、本遺跡では遺物量が少ないうえに、墨書土器などの文字資料も出土しておらず、遺物からのアプローチは現状では困難な状況にある。また、調査範囲が限られているため、遺跡内でのＳＢ２・３を含めた官衙施設の空間的広がりについても明らかではない。したがって、具体的な機能については今後の調査成果を待って検討すべき部分が多いことを踏まえておく。まず、ＳＢ２・３とも柱の規模が20cm～27cmと推定され、一般的に官衙建物が30cm以上であるのに対して比較的小さい。次に前述したとおり、両棟とも同一位置での建て替えはみられず、恒久的な施設とは考えにくい。これらのことからＳＢ２・３は郡庁を構成する施設となる可能性は低いと考えられ、現時点では曹司・館・郡司層の居宅などが候補として挙げられよう。

最後にＳＢ３の身舎内部西側で検出されたピット群（Ｐ21～30）について取り上げてみたい。入

側柱・側柱と梁行方向の筋が通り、平面形は円形、または不整形である。10基中、６基のピットが重複している。深さは15cm～49cmとばらつきがあるが、柱穴と比較するとかなり浅い。断面観察では柱痕跡は認められない。このピット群の機能について①甕据付穴、②棚状施設、③西側入側柱修復時に上屋を一時的に支えた仮設の柱(註2)などが可能性として挙げられる。仮に①、もしくは②とすれば、ＳＢ３は物資収納施設として機能が考えられる。ただし、甕据付穴は一般的に深さが20cm～30cmであり、その点で本例は類似するが、入側柱・側柱と筋を通す必要性が説明できない。また、周囲で甕腹が多数出土するような状況も窺われない。よって、②の可能性がより高いと考えられるが、断面観察で柱痕跡が確認できたものはない。③の場合は、東側入側柱には重複はなく、身舎内部東側にピット群が認められないことについて矛盾はないと考えられるが、現状でこのピット群の機能をいずれかに特定することは難しい。しかしながら、建物の構造について詳細な検討を加えていくことは今後、官衙施設の性格を追求していくうえで必要な作業となろう。

(註１) ＳＢ３の南側の調査範囲では建物は確認されていない。しかしながら、調査区外において関連する建物が存在する可能性があり、コの字型やロの字型の建物配置となることも考えられる。その場合、廂付の構造をとるＳＢ３を建物群の中枢建物と考えると、棟間距離から左右非対称の建物配置となる。

(註２) Ｐ13にも切り合い痕跡（22層）が認められる。22層はＳＢ３古段階の柱掘りかた、または別造構の痕跡の可能性が考えられるが、ごく僅かな痕跡であるため判断できなかった。

(註３) 奈良文化財研究所 2003『古代の官衙遺跡　Ⅱ遺跡・遺物編』

(註４) 鳥取環境大学浅川滋男教授のご教示による。

第３節　長者屋敷遺跡の検討

１．建物群の特徴

長者屋敷遺跡では遺跡東側で北柱群・南柱群と呼称される大型の掘立柱建物が確認されている(註1)。この北柱群・南柱群については以下のような特徴を挙げることができる。

(1)桁行９間、梁行３間で、桁行の全長が20mを越える長大な建物である。

(2)棟通りを揃えて直列に配置され、棟間距離が約12mと完数尺で設計された可能性が高い。

(3)同一位置での建替えが顕著に認められ、恒久的な施設としての性格をもつ。

(4)柱間寸法が心々距離ではあるが2.1～2.5mと推定され、７尺以上と広い。

(5)柱穴の掘りかたが一辺１m以上の方形を呈し、柱の直径は約40cmと推定される。

こうした建物の規模や配置などの諸特徴に加えて、建物から東へ29m離れた場所で検出されたＳＤ４は北柱群・南柱群と並行して掘削されており、主軸がほぼ揃うことから同時期に併存していた可能性は高い。したがって、建物群が占有する敷地は周囲から溝によって区画されていたと考えられる。また、南柱群の南側の近接した範囲で確認された溝状遺構からは、転用硯がその可能性があるものを含めると２点出土している。僅かとはいえ、文字関連資料の出土は官衙遺跡とする一つの傍証となりうる。これらのことから北柱群・南柱群は官衙施設と考えられる。建物の造営時期を示す資料はないが、区画施設であるＳＤ４の埋没時期が８世紀後半とみられる。よって、北柱群・南柱群は８世紀代の長期間にわたり官衙施設として存続していたとみて大過ないだろう。

ここで、遺跡の中央付近に位置する３Ｈ・５Ｈ柱群と呼称される掘立柱建物についても若干触れ

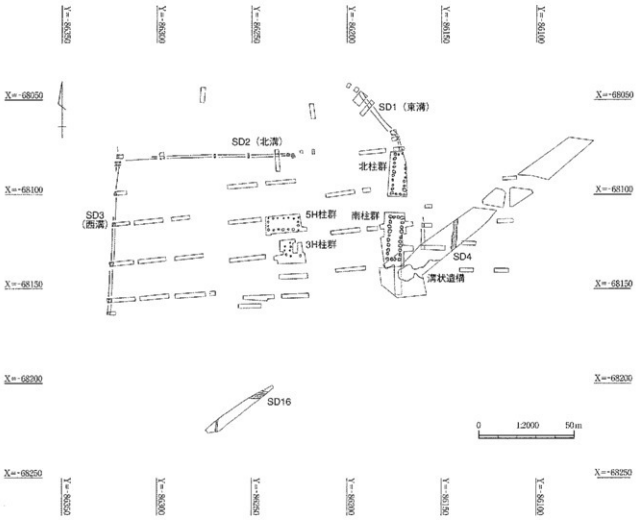

第80図　長者屋敷遺跡遺構配置図

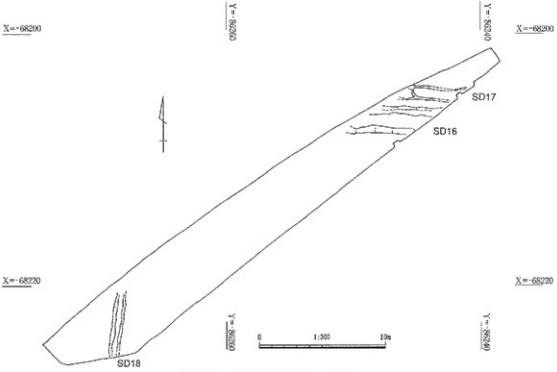

第81図　長者屋敷遺跡ＳＤ16

第20表　長者屋敷遺跡遺構一覧表

遺構名	構造	桁行	梁行	主軸方位	出土遺物	備考
北柱群	側柱建物	9間(21m)	3間(6.5m)	N-3～4° -E		
南柱群	側柱建物	9間(21.5m)	3間(6.5m)	N-3～4° -E		
3H柱群	側柱建物？	3間(約3m)以上	1間(約3.0m)以上	N-1～2° -W	陶磁器片	中世？
5H柱群	側柱建物	6間(約15m)	3間(6.5m)	N-90° -E	陶磁器片	中世？

遺構名	幅	深さ	主軸方位	出土遺物	備考
SD2(北溝)	1.0m	0.3m	W-2° -N	陶磁器片	中世？
SD3(西溝)	1.3m	0.3m	N-4° -E	須恵器片	
SD4	2.0～2.8m	1.3～1.5m	N-4° -E	須恵器(8世紀後半)	
SD16	2.1m	0.6m	W-10° -S	土師器(8～10世紀)	
SD17	1.1m	0.2m	W-10° -S		
SD18	0.8m	0.5m	N-10° -E		

ておきたい。５Ｈ柱群は桁行６間、梁行３間の側柱建物で、桁行の全長は約15mである。柱穴の掘りかたは１ｍ前後の円形を呈し、柱間寸法は梁行が2.0～2.1mと想定されるのに対して、桁行は2.4～2.7mと幅広となる。これら建物の規模や規格は北柱群・南柱群と大きく異なる。また、北柱群・南柱群の方位が真北から３～４度東偏するのに対して、３Ｈ・５Ｈ柱群はほぼ真北の方位をとる。したがって、３Ｈ・５Ｈ柱群は北柱群・南柱群と同時期に併存していたとは考えにくい。造営時期については柱穴から磁器片が出土し、中世以降に下ることが想定されている。確かに本年度調査区でも中世前期に下るとみられる資料が一定量出土し、長者屋敷遺跡が中世にかけて存続していたと考えられることから、その可能性は否定しきれない。ただし、出土した陶磁器片の詳細は明らかではなく(注27)、平安期に遡る可能性を含めて、今後、再検証する必要があろう。

２．区画施設の検討

建物群の周囲ではＳＤ４の他に２基の溝状遺構を確認している。まず、遺跡南側では東西方向に延びるＳＤ16が検出されている(注28)（第80・81図）。幅は約2.1～2.3mで、深さは60cmである。溝肩のラインは直線的ではなく、やや凹凸が認められる。検出した範囲では底面に凹凸は確認されていないが、ＳＤ４と同じく、いわゆる連続土坑状の溝と捉えることができよう(注29)。遺物は下層から８世紀後半、上層から９～10世紀の土師器が出土している。次に、遺跡西側ではＳＤ３が南北方向に延びている。幅は1.3m、深さは約30cmで、ＳＤ４やＳＤ16と比較すると規模が小さい。ただし、土層断面図では溝の検出面と考えられるローム層の上層には黒色土が堆積しており、本年度調査区の堆積状況なども勘案すると、本来、溝はこの黒色土を掘り込んで形成された可能性が高い。その場合、溝幅はＳＤ４、ＳＤ６と同じ2.0m前後であった可能性があり、深さも50～60cmほどと推定される。

方位はＳＤ16、ＳＤ３とも真北から３度、ないしは４度東偏しており、北柱群・南柱群、ＳＤ４とほぼ揃う。したがって、これらの溝はＳＤ４とともに北柱群・南柱群を含めた官衙施設の区画溝として同時期に機能していたと考えられる。

遺跡北側についてはＳＤ２が東西方向に延びているが、中世の遺構と捉えられている。方位はほぼ真北に近く、ＳＤ３、４、16とはややずれる。やはり、ＳＤ２は北柱群・南柱群の区画溝とは考えにくく、方位からみて３Ｈ・５Ｈ柱群に伴うと考えたほうが妥当であろう。ただし、遺跡北側には谷地形が深く入り組んでおり、ＳＤ２より北側は地形が落ち込むことが想定できる（第82図）。

第82図　遺跡周辺地形図

したがって、官衙施設の北側への空間的広がりはこの谷地形によって制約された可能性は高い。

３．長者屋敷遺跡の性格

以上のことから、北柱群・南柱群を含めた官衙施設の敷地は溝によって区画され、形状は方形域を呈していたと考えられる。その範囲は東西がＳＤ３からＳＤ４までとなり、心々距離で約180mと推定される。南北については、遺跡北側において当該期の明確な区画施設が検出されておらず、確定できないが、地形的制約から推測すると150mを越える可能性は低い。郡衙域の形状と規模については従来、方二町から方三町であり、基本的に方形域であるとされてきた(註５)。しかし、外郭施設が地形に沿って不整形な形状を呈したり、外郭施設を伴わず丘陵や段丘地形に制約されている例も多い。また、郡衙を構成する諸施設が一箇所に集中せず、分散する例もあり、郡衙域の面積は郡によってばらつきがみられる。山中敏史氏はこうした事例をまとめ、郡衙域の形状や規模には画一性は認められないとした上で、面積は一般的に40000㎡を越える傾向にあることを指摘している(註６)。それに基づくと長者屋敷遺跡の敷地はやや狭く、建物の検出状況からもＳＤ２、ＳＤ４、ＳＤ16が郡衙全体を囲繞する外郭施設とは考えにくい。また、第２節で述べたように谷を隔て400mほど離れた坂長下屋敷遺跡でもＬ字状に配置された官衙施設が造営されていることなどを考慮すると、長者屋敷遺跡は郡衙を構成する一つの官衙ブロックと捉えるのが妥当であろう。

通常、郡庁域は一辺50m前後の規模となり、ある程度規制が働いていたとみられる(註７)。それに対して、長者屋敷遺跡は敷地の規模が広大、かつ横長となることが想定され、郡庁以外の官衙ブロックである可能性が高いと考えられる。

(註１）岸本町教育委員会 1982『長者原遺跡群発掘調査報告書』

(註２）遺物の所在が不明のために、時期の検討に至っていない。

(註３）2006．3．30　伯耆町教育委員会『長者屋敷遺跡　記者発表資料』

遺構・遺物については角田寛幸氏にご教示いただいた。

(註４）奈良文化財研究所 2003『古代の官衙遺跡　Ⅰ遺構編』

連続土坑状の溝は導水を必要としない官衙施設の区画溝で特徴的にみられ、鳥取県内では伯耆国庁や不入岡遺跡、因幡国気多郡衙とされる上原遺跡群などに類例がある。

(註５）足利健亮 1969「郡衙の境域について」『歴史研究』11号

(註６）山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』

奈良文化財研究所 2003『古代の官衙遺跡　Ⅱ遺跡・遺物編』

(註７）前掲（註６）文献

第４節　小結

長者屋敷遺跡坂長下屋敷遺跡で確認された大型の掘立柱建物群は規模、配置状況などから官衙施設とみなしうる。また、これらの建物群は同時期に併存していた可能性もあり、官衙施設として相互に有機的な関係を保持していたと考えられる。ただし、建物の規模、配置、存続期間の点で相違がみられることから、機能や性格を異にする官衙施設と捉えることができよう。

両遺跡の位置関係をみると、谷を挟み400mほど隔たっており、北東と南西とに対峙している。遺跡が立地する長者原台地は幾筋もの谷が複雑に入り組んでおり、周辺で行われた近年の発掘調査により、旧地形はさらに起伏ある地形をなしていたことが想定される(註1)（第82図）。坂長下屋敷遺跡では、南側が長者屋敷遺跡との間を隔てている谷に面しており、東側100m地点が南北に延びる谷によって空間が区切られている。遺跡内では調査範囲が限られていることもあり、明確な区画施設は確認されていないが、検出された建物群の敷地はこれらの地形に制約された範囲と推測することができる。したがって、坂長下屋敷遺跡も長者屋敷遺跡と同じく、一つの官衙ブロックを形成していた可能性もある。その場合、郡庁域の所在確認など課題は多いが、両遺跡を含めた一帯に郡衙を構成する各官衙ブロックが地形に制約されつつ、多角的、かつ分散的に営まれた可能性も十分に考えられよう。

坂長下屋敷遺跡に近接する大殿下ノ原遺跡、諏訪東土取場遺跡では大型の掘立柱建物を含む建物群が検出されている。大型の掘立柱建物は桁行５間、梁行２間の側柱建物で、柱穴は1.1m前後の方形を呈する。桁行２間、梁行２間の総柱建物も２棟検出されている。官衙に関連する施設である可能性が示唆され、坂長下屋敷遺跡の建物群との関連性が注目される(註2)。

また、両遺跡周辺では近年の発掘調査により奈良・平安時代の遺構・遺物が確認されつつある。諏訪西土取場遺跡では掘立柱建物が10棟検出されるとともに、包含層や土坑内からは鍛冶関連遺物が一定量出土している(註3)。鍛冶関連遺物は長者屋敷遺跡から南西へ400mほど離れた台地上に位置する荒神上遺跡でも土坑内からまとまって出土している。この荒神上遺跡では同一位置での建替えがみられる掘立柱建物が検出され、刀装具が出土するなど、一般的な集落とやや異なる様相を呈している。その他、大殿墓ノ谷遺跡では包含層中からミニチュア土製品など祭祀的遺物が出土している。山中敏史氏は郡衙周辺に雑舎、あるいは民間施設と見られる建物群が分布することに注目し、郡衙施設、およびそうした施設と密接な関係を持って分布する民間施設を含めた範囲が、周囲から意識的に区別されていた可能性を指摘している(註4)。長者屋敷遺跡や坂長下屋敷遺跡周辺に分布する遺跡を含めて比較検討することは両遺跡の性格を追求していくうえでも必要な作業となろう。

今後も遺跡周辺での発掘調査が予定されており、より具体的な会見郡衙像に迫ることが期待される。

（註１）大殿所在遺跡、大殿墓ノ谷遺跡では埋没した谷地形が確認されている。

（註２）大殿下ノ原遺跡・諏訪東土取場遺跡については平成18年度末報告書刊行予定

（註３）米子市教育文化事業団埋蔵文化財調査室　2005.11.26　『諏訪西土取場遺跡　現地説明会』

（註４）山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』